

☆平成30年4月から障害者雇用率が引き上げになります

障害者の法定雇用率は、平成30年4月1日から以下のように変わります。

事業主区分	法定雇用率	
	現行	平成30年4月1日以降
民間企業	2.0% ⇒	2.2%
国、地方公共団体等	2.3% ⇒	2.5%
都道府県等の教育委員会	2.2% ⇒	2.4%

留意点

①

対象となる事業主の範囲が、従業員45.5人以上に広がります。

▶ 従業員45.5人以上50人未満の事業主の皆さまは特にご注意ください。

今回の法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない民間企業の事業主の範囲が、従業員50人以上から45.5人以上に変わります。また、その事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告しなければなりません。
- ◆ 障害者の雇用の促進と継続を図るための「障害者雇用推進者」を選任するよう努めなければなりません。

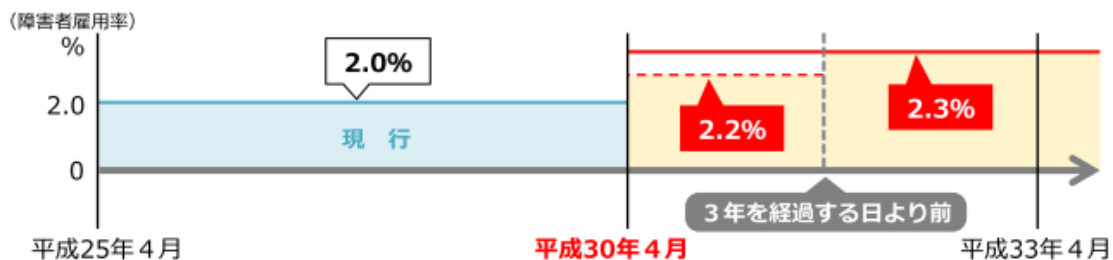
留意点

②

平成33年4月までには、更に0.1%引き上げとなります。

▶ 平成30年4月から3年を経過する日より前※に、民間企業の法定雇用率は2.3%になります。(国等の機関も同様に0.1%引上げになります。)

※ 具体的な次回引き上げ時期は、今後、労働政策審議会において議論がなされます。
※ 2.3%となった際には、対象となる事業主の範囲は、従業員43.5人以上に広がります。



(厚生労働省リーフレットより)

※ 障害者雇用納付金の取り扱いについて・・・

平成31年4月1日から同年5月15日までの間に申告する分から（申告対象期間が平成30年4月から平成31年3月までの分から）適用される予定です。

※ 「対象となる事業主の範囲」における従業員の人数は、以下にて計算します。

従業員の数 = 常時雇用している労働者の数

常時雇用している労働者の数 = 常時雇用している短時間以外の労働者数 + 常時雇用している短時間労働者数 × 0.5
(週20時間以上30時間未満勤務)

労働保険・社会保険の手続、給与計算の代行、労務コンサルのご相談はお気軽にご連絡ください！

労働保険事務組合 東洋労働保険協会

TEL : 03-3221-2444

社会保険労務士事務所 トーヨーレバ - コンサルタント

<http://www.toyoweb.com/index.html>